

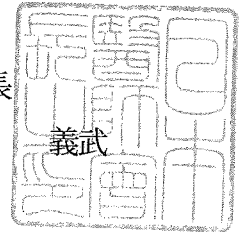
日医発第 891 号 (情シ 29)

平成 28 年 11 月 15 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉



平成 28 年の医師の届出及び調査について (依頼)

厚生労働省では、医師届出票による「医師の届出及び調査」を 2 年毎に実施しております。

この度、「医師の届出及び調査」の実施にあたり、「別添写」の通りの協力方要請がありました。

本調査は、我が国に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方に医師法、歯科医師法、薬剤師法により、2 年に 1 度、厚生労働大臣に届出することが義務づけられている調査であり、これからの日本の医療を考えるにあたり、大切な統計資料となります。先生方におかれては大変お忙しいなか恐縮ではございますが、必ず医師届出票の提出をお願いいたします（現在、医療に従事していない場合も届出の対象となります）。

本会では、上記に鑑み検討の結果、従来と同様に協力することと致しました。

つきましては、貴会におかれましては、本調査のご協力方よろしく御高配を賜りたくお願い申し上げます。

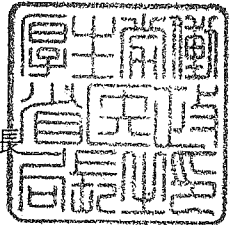




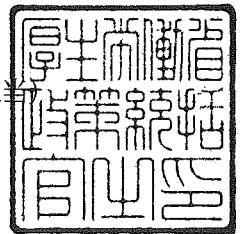
医政発1018第5号
政統発1018第4号
平成28年10月18日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局 長



厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）



平成28年の医師の届出及び調査について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、医師法（昭和23年法律第201号）第6条第3項の規定により義務づけられた医師の届出及びこれに基づく統計法（平成19年法律第53号）第19条による統計調査の実施年に当たり、下記のとおり実施することとしております。

休業中の方も含め、全ての医師に届出をしていただくよう、貴会会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、届出票につきましては、病院、診療所、大学、研究機関等に従事する医師に対してはこれらの施設を通じ、その他の医師に対しては保健所を通じて配布することとしております。

記

- | | |
|------------|--------------------------|
| 1 届出義務のある者 | 日本国の医籍に登録されている医師（休業中を含む） |
| 2 届出事項 | 平成28年12月31日現在の別紙届出票に係る事項 |
| 3 届出先 | 住所地の保健所又は従業地の保健所 |
| 4 届出の期限 | 平成29年1月15日 |

医

H28

医

医師届出票

第二号書式(第六条関係)

(平成28年12月31日現在)

(1) 住所	〒 -		都道府県	
ふりがな			電話	
(2) 氏名			市外局番 (- -)	
(3) 性別	1 男 ・ 2 女		(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 医籍登録番号	第 号	(6) 医籍登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日	
(7) 従事している施設及び業務の種別				
回答欄	施設の種別	業務の種別		
01～17のうち1つを記入すること。	診療所	01 診療所の開設者又は法人の代表者 02 診療所の勤務者		
主たる施設・業務の種別(1つ)	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 病院の開設者又は法人の代表者 04 病院の勤務者		
複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～16のうち1つを記入すること。	医育機関 (医学部を有する大学又はその附属機関)	05 医育機関の臨床系の教官又は教員 06 医育機関の臨床系の大学院生 07 医育機関の臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 医育機関の臨床系以外の大学院生 09 医育機関の臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)		
	介護老人保健施設	10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 11 介護老人保健施設の勤務者		
	上記以外の施設	12 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 13 行政機関の従事者 14 12及び13以外の産業医 15 上記以外の保健衛生業務の従事者		
従たる施設・業務の種別(1つ)	その他	16 その他の業務の従事者 17 無職の者		
(8) 主たる従事先 (7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～15のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。				
ふりがな			電話	
名称			市外局番 (- -)	
所在地	〒 - 都道府県 市郡 区 町村			
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～15のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)				
ふりがな			電話	
名称			市外局番 (- -)	
所在地	〒 - 都道府県 市郡 区 町村			
主たる従事先の状況 (以下の(10)～(12)欄は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～15のいずれかを記入した者のみが記入すること。)				
(10) 就業形態	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない。。「非常勤」とは「常勤」以外の者。)			
(11) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他			
(12) 休業の取得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業			

裏面へ続く

(13) 従事する診療科名等				
(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。				
I	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科	主たる診療科名の番号(1つ)
	04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 神経内科	
	07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科	
	10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科	
	13 小児科	14 精神科	15 心療内科	
II	16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科	
	19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)	
	22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科	
	25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科	
	28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科	
III	31 産婦人科	32 産科	33 婦人科	
	34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科	
IV	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科	
V	40 臨床研修医	41 全科		
	42 その他()			
(14) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格 取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。				
I	01 総合内科専門医	02 小児科専門医	03 皮膚科専門医	
	04 精神科専門医	05 外科専門医	06 整形外科専門医	
	07 産婦人科専門医	08 眼科専門医	09 耳鼻咽喉科専門医	
	10 泌尿器科専門医	11 脳神経外科専門医	12 放射線科専門医	
	13 麻酔科専門医	14 病理専門医	15 救急科専門医	
II	16 形成外科専門医	17 リハビリテーション科専門医		
	18 呼吸器専門医	19 循環器専門医	20 消化器病専門医	
	21 腎臓専門医	22 肝臓専門医	23 神経内科専門医	
	24 糖尿病専門医	25 内分泌代謝科専門医	26 血液専門医	
	27 アレルギー専門医	28 リウマチ専門医	29 感染症専門医	
III	30 心療内科専門医			
	31 呼吸器外科専門医	32 心臓血管外科専門医	33 乳腺専門医	
	34 気管食道科専門医	35 消化器外科専門医	36 小児外科専門医	
	37 超音波専門医	38 細胞診専門医	39 透析専門医	
	40 老年病専門医	41 消化器内視鏡専門医	42 臨床遺伝専門医	
IV	43 漢方専門医	44 レーザー専門医	45 気管支鏡専門医	
	46 核医学専門医	47 大腸肛門病専門医	48 婦人科腫瘍専門医	
	49 ペインクリニック専門医	50 熱傷専門医	51 脳血管内治療専門医	
	52 がん薬物療法専門医	53 周産期(新生児)専門医	54 生殖医療専門医	
	55 小児神経専門医	56 一般病院連携精神医学専門医		
II	57 麻酔科標榜医			
(15) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。 (修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。) 大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。				
国立	01 北海道大学	02 旭川医科大学	03 弘前大学	04 東北大学
	05 秋田大学	06 山形大学	07 筑波大学	08 群馬大学
	09 千葉大学	10 東京大学	11 東京医科歯科大学	12 新潟大学
	13 富山大学	14 金沢大学	15 福井大学	16 山梨大学
	17 信州大学	18 岐阜大学	19 浜松医科大学	20 名古屋大学
公立	21 三重大学	22 滋賀医科大学	23 京都大学	24 大阪大学
	25 神戸大学	26 鳥取大学	27 島根大学	28 岡山大学
	29 広島大学	30 山口大学	31 徳島大学	32 香川大学
	33 愛媛大学	34 高知大学	35 九州大学	36 佐賀大学
	37 長崎大学	38 熊本大学	39 大分大学	40 宮崎大学
私立大学・外国医学部・その他	41 鹿児島大学	42 琉球大学		
	43 札幌医科大学	44 福島県立医科大学	45 横浜市立大学	46 名古屋市立大学
	47 京都府立医科大学	48 大阪市立大学	49 奈良県立医科大学	50 和歌山県立医科大学
	51 岩手医科大学	52 自治医科大学	53 獨協医科大学	54 埼玉医科大学
	55 杏林大学	56 慶應義塾大学	57 順天堂大学	58 昭和大学
私立大学・外国医学部・その他	59 帝京大学	60 東京医科大学	61 東京慈恵会医科大学	62 東京女子医科大学
	63 東邦大学	64 日本大学	65 日本医科大学	66 北里大学
	67 東海大学	68 聖マリアンナ医科大学	69 金沢医科大学	70 愛知医科大学
	71 藤田保健衛生大学	72 大阪医科大学	73 関西医科大学	74 近畿大学
	75 兵庫医科大学	76 川崎医科大学	77 久留米大学	78 福岡大学
79 産業医科大学	80 防衛医科大学校	81 外国の医学校	82 その他	
(16) 本届出票の活用に対する確認 各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。				
(17) 備考				

医師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 届出票を切り離して記入する。
- (2) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。
- (3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

(1) 住所 住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。

(2) 氏名 医師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、医籍上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し「(17)備考」欄に「婚姻により改姓」、「医籍の氏名変更申請中」等と明記する。

(5) 医籍登録番号 医師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。

例 第123号の場合 →

第	0	0	0	1	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---

(6) 医籍登録年月日 医師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。

(7) 従事している施設及び業務の種別 複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別」欄は無記入とする。

診療所	01 診療所の開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者、又は診療所を開設する法人の代表者(理事長等)
	02 診療所の勤務者	法人の代表者を除く診療所の勤務者(臨床研修医を含む。)
病院	03 病院の開設者又は法人の代表者	病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者(理事長等)
	04 病院の勤務者	医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者(臨床研修医を含む。)
医育機関	05 医育機関の臨床系の教官又は教員	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者(教授、准教授、講師、助教等)
	06 医育機関の臨床系の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の大学院生
	07 医育機関の臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者(医員、臨床研修医、医局員(有給・無給に関わらず。)、研究生等)
	08 医育機関の臨床系以外の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の大学院生
	09 医育機関の臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の者(施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等)
介護老人保健施設	10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者(理事長等)
	11 介護老人保健施設の勤務者	法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
上施設以外の設	12 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事している者(教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等)
	13 行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
	14 12及び13以外の産業医	事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者
	15 上記以外の保健衛生業務の従事者	血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等の保健衛生業務に従事している者
その他	16 その他の業務の従事者	01～15に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者(会社役員等)
	17 無職の者	職業に従事していない者

(8) 主たる従事先 (7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～15を記入した場合の従事先について記入する。
所在地の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。

裏面へ続く

- (9) 従たる従事先 (7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～15を記入した場合の従事先について記入する。所在地の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- (10) 就業形態 雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務しているか否かで、常勤・非常勤を区別する。施設で定めた勤務時間が週32時間未満の場合は非常勤とする。
- (11) 主たる業務内容 (7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～15を記入した場合の従事先における主たる業務内容について記入する。「管理」とは診療や教育・研究とは別に、施設において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。
- (12) 休業の取得 平成28年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。
- (13) 従事する診療科名等 (7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07を記入した場合の従事先における診療科名等について、該当するすべての番号を○で囲む。該当する診療科名がない場合は、最も近い診療科名の番号を選択して○で囲む(＜例＞参照)。
 ＜例＞腫瘍内科、漢方内科、老年内科、脳卒中内科、禁煙外来→ ① 内科
 人工透析内科→ ⑤ 腎臓内科
 内分泌内科 → ⑦ 糖尿病内科(代謝内科)
 腫瘍外科、頭頸部外科→ ⑩ 外科
- Ⅱ「18 心臓血管外科」 循環器外科に従事する者を含む。
- Ⅱ「31 産婦人科」 妊婦検診・分娩等の産科診療及び婦人科診療に従事する者。
- Ⅱ「32 産科」 婦人科診療に従事せず、妊婦検診・分娩等の産科診療にのみ従事する者。
- Ⅱ「33 婦人科」 妊婦検診・分娩等の産科診療に従事せず、婦人科診療のみに従事する者。
- Ⅳ「40 臨床研修医」 医師法第16条の2の規定により、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、卒後2年間の臨床研修を受けている者。
- Ⅳ「41 全科」 診療科を限定することなく総合的に診療を行う者。総合診療に従事する者。
- Ⅴ「42 その他」 01～41に掲げる診療科以外の業務に従事している場合は、その業務を具体的に明記する。(健康管理等)
- 主たる診療科名の番号 (1つ) 診療科が2つ以上ある場合には、そのうちの主たるものの番号を1つのみ、2桁で記入する。
 例 ① 内科
 ⑨ 皮膚科 主たる診療科が ① 内科 の場合 →
- | 主たる診療科名の番号(1つ) | |
|----------------|---|
| 0 | 1 |
- (14) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格 01～56に掲げる広告可能な医師の専門性に関する資格又は57に掲げる麻酔科の標榜資格を取得している場合に該当するすべての番号を○で囲む。
 01～56の資格名は「医療法第6条の5第1項及び第6条の7第1項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することができる医師の専門性に関する資格名である。
 57の資格名は医療法第6条の6第1項の規定による診療科名として麻酔科の標榜を許可された医師の資格名である。
- (17) 備考 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。歯科医師又は薬剤師免許を併せ有する者は、その旨を明記し(「歯科医師免許併有」等)、併有している届出票についても提出する。

3. 提出方法

必ず医師届出票を切り離した状態で、原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。ただし、「(8)主たる従事先」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

医師法では、2年に1度の届出が義務づけられており、届出を行わない医師の方は、「医師等資格確認検索システム」(<https://licenseif.mhlw.go.jp/search/>)に氏名等が掲載されません。

医師・歯科医師・薬剤師

の皆さまに、**届出**のお願い！

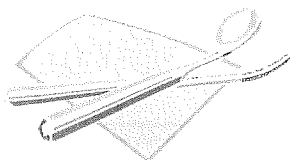
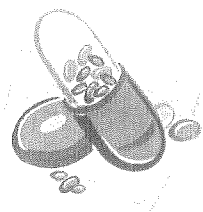
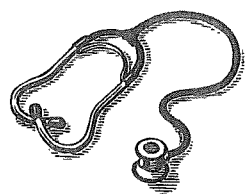
本年は2年に1度の届出年です

平成28年12月31日現在の
状況をご報告下さい。

届出は、

平成29年1月15日までに

お近くの保健所へ



【お問い合わせ先】



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Q 届出をしなければいけないのですか？

A 我が国に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科医師法、薬剤師法により、2年に1度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q この届出はどのようなことに使われていますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師調査」として集計され、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただいた届出票は、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」及び「薬剤師資格検索システム」に氏名等が掲載されません。

(医師・歯科医師 <https://licenseif.mhlw.go.jp/search/>)

(薬剤師 <http://yakuzaisi.mhlw.go.jp/search/>)

Q 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp161019-01.html>

Q 届出票に記入された個人情報保護されるのですか？

A 届出票に記載された内容は、各法律により堅く秘密が守られ、他に漏れることはありません。